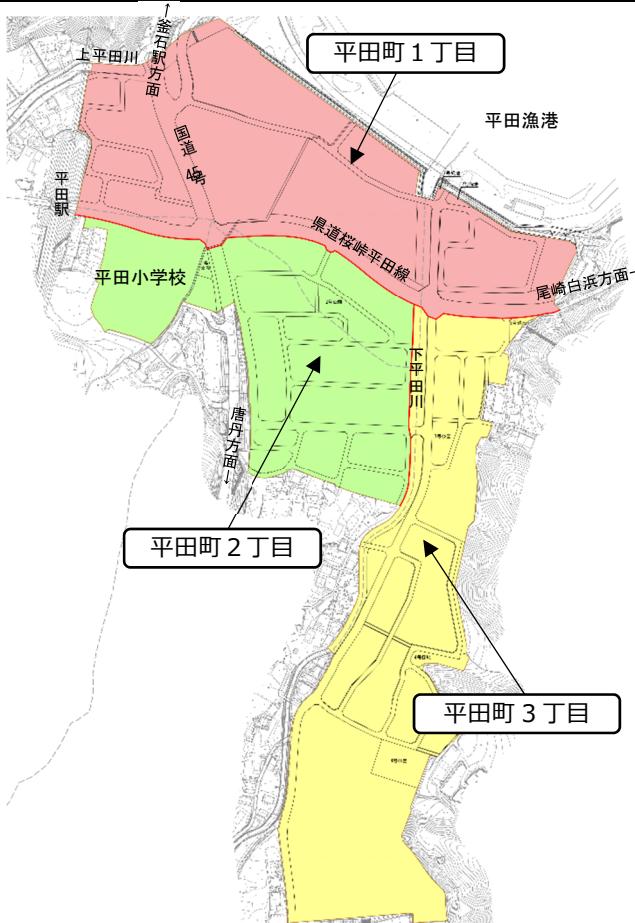


平田地区



●町名

新町名を導入し、「平田町」と「丁目」で表記します。

●町界

土地区画整理事業施行地区内を「3つ」の丁目に分割し、新しい道路・水路などの恒久的な施設に合わせるように変更します。

●土地地番

土地地番は施行地区外の地番と重複しないよう街区ごとに100番単位で設定します。

●住所

土地地番に準じた地番になります。

住所の例：平田町1丁目 801番地
平田町1丁目1001番地

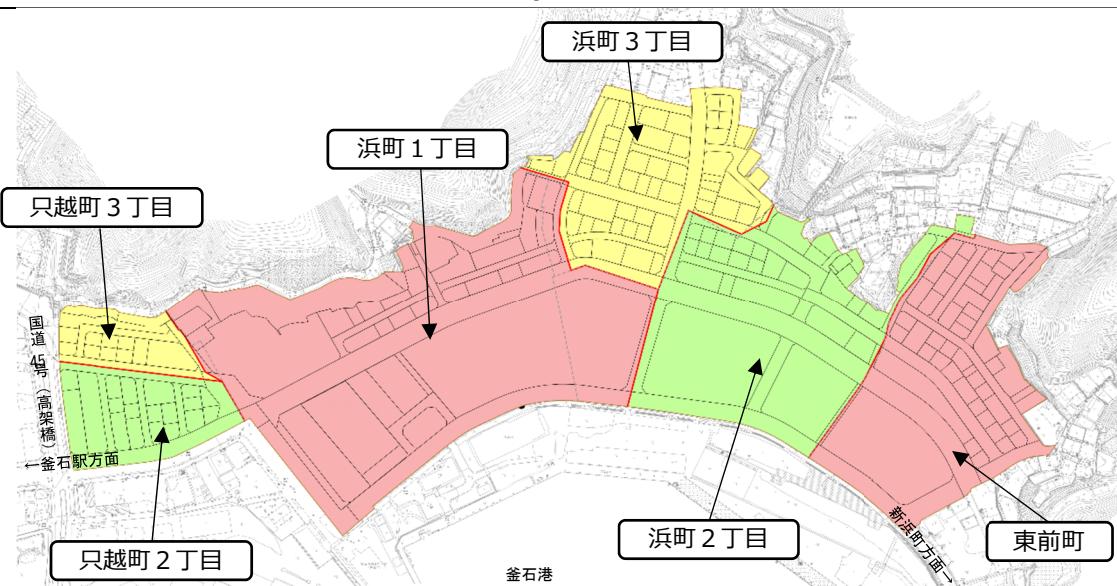
●変更時期

平成31年4月以降を予定しています。

●その他

施行地区外（左の地図の白地の部分）の土地地番及び住所の変更はありません。

東部地区



●町界

新しい道路・水路などの恒久的な施設に合わせるように変更します。

●土地地番

土地地番は登記簿に表示された地番になります。

●住所

「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表します。
住所の例：浜町1丁目2番3号

●変更時期

平成30年8月を予定しています。

●その他

事業地区外（上の地図の白地の部分）の土地地番及び住所の変更はありません。